

航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、近年におけるテロリズムの発生の状況、我が国における航空機の利用者数の増加の傾向等を踏まえ航空機強取等防止措置の重要性が一層増大していることに鑑み、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めることにより、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進することを目的とすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において「航空機強取等防止措置」とは、航空機の強取及び破壊（第三の一において「航空機の強取等」という。）の防止に関する措置をいうこと。

(第二条関係)

第三 基本理念

一 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策は、航空機の強取等が航空機の利用者及び乗務員の生命、身体及び財産を重大な危険にさらすことはもとより、それを手段としてテロリズムが行われ

ることにより我が国の国民生活及び経済社会の全般にわたって深刻な影響が生ずるおそれがあることに鑑み、航空機の強取等の防止による航空の安全の確保が国家的に重要な課題であり、国がこれに対処するための中核的な役割を果たすべきであるとの基本的認識の下に、積極的かつ速やかに推進されなければならぬこと。

(第三条第一項関係)

二 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を推進するに当たっては、航空機強取等防止措置により航空機の利用者等の権利利益が不当に侵害されることとならないように配慮されなければならないこと。

(第三条第二項関係)

第四 国の責務

国は、第三の基本理念にのっとり、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(第四条関係)

第五 施策の実施時期

政府は、この法律の施行後二年以内に、第六から第九までに定めるところにより、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を実施するために、必要な措置を講ずるものとする。

(第五条関係)

第六 役割分担の見直し

政府は、航空機強取等防止措置の一層的確な実施を期するため、航空機強取等防止措置に係る国、地方公共団体、空港管理者、航空運送事業者その他関係者の役割分担の在り方について、国が中核的な役割を果たすこととなるよう見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第六条関係)

第七 従事者の処遇並びに資格及び教育訓練

政府は、航空機強取等防止措置に係る業務に従事する者の人材の確保及び資質の向上を図るため、航空機強取等防止措置に係る業務に従事する者の処遇並びに資格及び教育訓練の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第七条関係)

第八 航空機の利用者の協力の確保

政府は、航空機強取等防止措置の円滑な実施が確保されるよう、航空機強取等防止措置への航空機の利用者の協力の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九 費用の負担

(第八条関係)

政府は、適切な航空機強取等防止措置が持続的に実施されるよう、第六による役割分担の見直しと併せて、航空機強取等防止措置に係る費用の負担の在り方について、航空運送事業者の負担に配慮しつつ国の一般財源による負担割合を引き上げる方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第九条関係)

第十 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)